

法人税率と優遇制度

適用対象		税率			優遇期間 (注5)	免税、半減税
		2013年 7月1日～	2014年 1月1日～	2016年 1月1日～		
一般税率 (企業が対象)	石油、ガス、他の貴重な天然資源の企業	—	32～50%	32～50%	—	—
	一般の企業	—	22%	20%	—	—
	前年度の売り上げ200億ドン以下の企業	20%	20%	20%	—	—
優遇制度 (新規プロジェクトの利益が対象)	「社会・経済的に困難な地域」(注1)への投資	—	20%	17%	10年間	2年免税、 4年半減
	高級鉄鋼生産、省エネ製品、農林水産業、塩業、家畜などの飼料生産、伝統製品生産					
	人民信用金庫、マイクロファイナンス					
	「社会・経済的に特に困難な地域」への投資	—	10%	10%	15年間	4年免税、 9年半減
	経済特区、ハイテク団地での投資					
	特に重要なインフラ開発、ソフトウェア開発					
	ハイテク、科学研究、ハイテク法の優先リストに含まれるハイテク応用プロジェクト、ハイテクあるいはハイテク企業育成プロジェクト、ハイテク法の優先リストに含まれるハイテク開発のベンチャービジネス、ハイテク育成あるいはハイテク企業・機関の投資・経営プロジェクト					
	コンポジット素材、軽い建設素材、貴重な素材の生産					
	再生あるいは廃棄物処分からのエネルギー生産					
	バイオテクノロジー					
	環境保護					
	生産分野で(1)投資額6兆ドン以上、かつ(2)IC(注2)が発行されてから3年以内に投入し、かつ(3)初めて売り上げがあった年度から3年以内に年間売り上げ10兆ドン以上のプロジェクト					
	生産分野で(1)投資額6兆ドン以上、かつ(2)ICが発行されてから3年以内に全て投入し、かつ(3)初めて売り上げがあった年度から3年以内に最低3,000人(注3)を雇用するプロジェクト					
	教育、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野で「社会・経済的に困難あるいは特に困難な地域」への投資	—	10%	10%	—	4年免税、 9年半減
	教育、職業訓練、医療、文化、スポーツ、環境分野で「社会・経済的に困難あるいは特に困難ではない地域」(「社会・経済的に困難あるいは特に困難な地域」以外の地域)への投資	—	10%	10%	—	4年免税、 5年半減
	低所得者向け住宅投資・経営	10%	10%	10%	—	—
	印刷新聞、森林育成、「社会・経済的に困難な地域」に投資する農林水産業、植木の実生と家畜の種系の繁殖、塩業、農水産物と食品保管	—	10%	10%	—	—
	「社会・経済的に優れている地域」(注4)以外の地域の工業団地への投資	業種、地域に応じた税率			—	2年免税、 4年半減

(注1)「社会・経済的に特に困難な地域、困難な地域」のリストは、議定No.218／2013／ND－CPの付録参照。

(注2)IC (Investment Certificate)とは投資証明書のこと。

(注3) 3,000人はフルタイムのことであり、パートや1年未満契約の労働者は含まない。

(注4)「社会・経済的に優れている地域」の定義は現時点で明確にされていない。

(注5)その後一般税率に戻る。

(出所)218／2013／ND－CPを基に作成